

胚凍結保管の同意書

私達夫婦は、今回の体外受精または顕微授精・胚移植によって生じた胚を、私達夫婦の今後の不妊治療（融解胚移植）のために貴院にて凍結保管することを希望します。もし、融解胚移植を希望しなくなつた場合は、すみやかに申し出ることとします。

尚、医師やスタッフからの説明と文書（『絹谷産婦人科 生殖補助医療説明書集』）によって、胚の凍結・融解・融解胚移植について下記の事項を十分に理解し、納得しました。

この同意書の〔裏面〕の『胚凍結保管についての当院の規定』についても意義はなく、この規定を守ることを約束します。

また、以下の場合には、私達の意思に関係なく凍結胚の保管終了されることを了解します。

1. 私達が離婚または事実婚を解消した場合。
2. 私達夫婦のいずれかが死亡した場合。
3. 私達夫婦から特別な申し出がなく、胚の凍結期間が満了した場合。
4. 不可抗力による災害・事故等により、胚の損傷・喪失が生じた場合。

*裏面『胚凍結保管についての当院の規定』とともに下記事項を1つずつ振り返り、質問や再確認したいことがなければ、左端の患者□欄に□を入れ、下記に署名して下さい。

(↓患者□欄)

- 1) 胚の凍結保管・融解法、融解胚を用いた胚移植法とはどのようなものか。
- 2) 胚の凍結融解後の生存率について。
融解した胚の状態によっては胚移植に使用できず、胚は保管終了となること。
- 3) 凍結融解胚による胚移植の妊娠率について。
- 4) 胚の凍結保管期間と費用について。（料金一覧表参照）
- 5) 胚の凍結保管期間は延長できるが、当院の定める最長保管期間があること。
- 6) 凍結保管期間の延長の手続き方法について。
- 7) 保管期間内に、自らが延長するか終了するかを当院に連絡すること。
- 8) 住所や電話番号を変更する場合は、必ず当院に連絡すること。
- 9) 凍結融解胚移植の手続き方法について。

<注意事項>

- ① この同意書の提出がない場合は、凍結保管することはできません。
- ② この同意書は、今回の胚凍結保管用です。融解胚移植を行うときは、その都度、同意書の提出が必要です。
- ③ 胚凍結の通常の作業中や、災害（天災、火災など）時に不可効力によって生じ得る、胚の損傷・喪失に関して、当院は責任を負いません。
- ④ この同意書を提出後でも、凍結前に申し出れば、凍結保管の中止が可能です。
(凍結前であれば、料金は発生しません。)
- ⑤ 今回ご説明した胚凍結保管法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- ⑥ 患者様の個人情報は、個人情報保護法及び当院の規約で取り扱います。治療経過に関する情報は、個人が特定されない形で解析したり、日本産科婦人科学会へ報告することがあります

説明日 年 月 施設責任者 絹谷産婦人科 院長 絹谷 正之
説明者【】

同意年月日： 年 月 日

住所：_____

電話番号：_____

夫氏名（自署）：_____

妻氏名（自署）：_____

同意書控えお渡し者【 / 】

*提出していただいた後、患者様控えとしてコピーをお渡ししますので、大切に保管して下さい。

胚凍結保管についての当院の規定

<凍結の開始時>

□胚の凍結保管期間は、凍結日から1年です。また、この間の保管費用は50,000円+消費税
<2個目～5,000円/個加算>です。

(例：2016年5月10日に凍結開始の場合、2017年5月9日までが保管期間です。
以降1年毎に30,000円+消費税の凍結延長保管費用が必要です。)

□胚の凍結保管費用は、凍結開始後2週間以内に支払っていただきます。

<患者様から当院への連絡義務>

※当院から患者様に、凍結延長されるか終了されるかの連絡をする義務はありません。

□①保管期間満了までに、凍結保管期間を延長するか終了するかを、必ず当院に連絡しなければなりません。

*万が一、保管期間内に連絡がなく、保管期間を過ぎて延長を終了する場合は、凍結保管延長料金が発生します。

□②連絡先（住所や電話番号）が変更になる場合は、変更後1か月以内に当院に連絡してください。
何の意思表示もなく、夫婦の連絡先が不明となり、連絡が取れない場合も処分権を放棄したものとみなしあは保管終了とします。

□③離婚または事実婚を解消した場合や配偶者が死亡した場合は、1か月以内に当院に連絡し、当院所定の書類に署名し、当院に提出しなければなりません。

これは、日本産科婦人科学会の会告『凍結された胚の保存期間は、被実施者夫婦が夫婦として継続している期間であって、かつ卵子を採取した女性の生殖年齢をこえないこととする』に従うものです。

この場合、または、当院が離婚または事実婚の解消や死亡の事実を確認した場合、胚は保管終了とします。

□④事実婚夫婦が婚姻した場合も、速やかに当院に連絡してください。

□⑤夫婦の一方が行方不明になった場合も、1か月以内に当院に連絡してください。
行方不明の間は、保管中の胚は行方不明でない配偶者に帰属します。

しかし、この間は夫婦双方の意思が確認できないため、胚移植は実施できません。

□⑥夫婦の少なくともどちらかが、凍結胚の移植を希望されない場合は、その時点ですみやかに当院へその旨を必ず申し出てください。

□⑦夫婦の一方が保管終了を希望した場合は、その時点ですみやかに当院へその旨を必ず申し出てください。胚は保管終了とします。

<延長>

□①凍結の延長を希望する場合は、保管期間満了までに、当院所定の書類に署名し当院へ提出し、当院の定める延長費用を支払わなければなりません。(1年毎に30,000円+消費税)

□②胚の凍結延長保管費用は、凍結延長開始日の1週間前までに、1年分を前払いしていただきます。

□③凍結期間内であっても、妻が生殖年齢(当院の場合は50歳)を超えた場合は、凍結期間の延長は受け付けません。

□④胚の凍結保管期間中に、当院で定める延長費用や保管期間に改定があった場合は、保管期間の延長手続き時から、改定された最新の延長費用や保管期間が適用されます。

<終了>

□保管終了を希望する場合は、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。

<凍結融解胚移植を希望する場合>

□凍結融解胚移植を希望する時は、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。